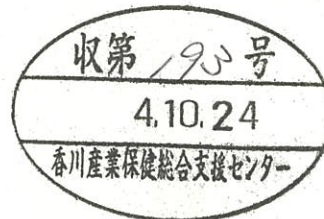


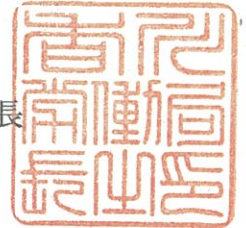


香労発基 1018 第 1 号
令和 4 年 10 月 18 日

関 係 各 位



香 川 労 働 局 長



「過労死等防止啓発月間」の取組に係る周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働時間等の現状をみると、全国における週労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移しております。

また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要ですが、これがなされていないことによる割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

このため、香川労働局では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、11 月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を展開していくこととしています。

つきましては、本月間に係るパンフレット等をお送りいたしますので、掲示・配布していただくとともに、本月間の取組について、広く周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

香川労働局労働基準部監督課

〒760-0019

高松市サンポート 3 番 3 3 号

高松サンポート合同庁舎北館 3 階

電話 087-811-8918